ガソリン・軽油の指定数量について

ガソリン・軽油などの引火性液体の指定数量は、消防法で次のように定めれています。

【表】危険物（引火性液体）と指定数量

種別		品　名		該当する主な物質・製品	指定数量
第四類	引火性液体	1　特殊引火物			50ℓ
		2　第１石油類	非水溶性	ガソリン、塗料、有機溶剤（シンナー）	200ℓ
			水溶性		400ℓ
		3　アルコール類		消毒用エタノール	400ℓ
		4　第２石油類	非水溶性	灯油、軽油、塗料	1,000ℓ
			水溶性	農薬	2,000ℓ
		5　第３石油類	非水溶性	重油、オートマオイル、切削油、塗料、廃油	2,000ℓ
			水溶性	農薬	4,000ℓ
		6　第４石油類		エンジンオイル、ギアオイル	6,000ℓ
		7　動植物油類		やし油、あまに油	10,000ℓ

容器での指定数量の例

ガソリン　　200リットル　＝　20リットル携行缶×10缶

軽油　　1,000リットル　＝　20リットルポリタンク×50個

軽油　　1,000リットル　＝　200リットルドラム缶×５缶

【例】ガソリンと軽油を詰替え販売する場合の指定数量の計算

ガソリン（第１石油類・非水溶性）を１日につき２０リットル携行缶×８缶＝１６０リットル詰替え販売し、同じ日に軽油（第２石油類・非水溶性）を２００リットルドラム缶×３缶＝６００リットルを詰替え販売する場合

$$\text{ガソリン}\frac{160}{200}(0.8\text{倍}) + \text{軽油}\frac{600}{1,000}(0.6\text{倍}) = 1.4\text{倍}$$（指定数量以上となります）

↑分母は指定数量、分子は貯蔵量

この場合、１日当たりの詰替え販売量が指定数量以上となることから、『ガソリン・軽油の容器（携行缶等）への詰替え販売時の留意事項』を作成し、管轄消防署に提出する必要があります。

帯広市西６条南６丁目３－１　とかち広域消防局予防課危険物係
電話　0155-26-9124　ＦＡＸ　0155-26-9120